証券コード　7041
2020年12月４日

株　主　各　位

東京都新宿区西新宿二丁目１番１号
新宿三井ビルディング37階
ＣＲＧホールディングス株式会社
代表取締役社長　古　澤　　孝

第７回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。
　さて、当社第７回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。
**　株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、書面またはインターネット等によって議決権を行使することができますので、株主総会当日のご来場をお控えいただき、「議決権行使についてのご案内」（３～４ページ）のとおり、後記の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。**

敬　具

記

１．日　　時　2020年12月22日（火曜日）午前10時
（受付開始時刻は、午前９時30分を予定しております。）

２．場　　所　東京都新宿区西新宿六丁目８番２号
ＢＩＺ新宿(新宿区立産業会館)　１階 多目的ホール
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

３．目的事項
報告事項
１．第７期（2019年10月１日から2020年９月30日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第７期（2019年10月１日から2020年９月30日まで）計算書類報告の件

決議事項
議　　案　取締役５名選任の件

以　上

◎当日ご出席の際には、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参いただけますようお願い申しあげます。

◎代理人により議決権を行使される場合には、議決権を有する株主に委任する場合に限られます。なお、代理人は１名とさせていただきます。

◎株主総会当日までの新型コロナウイルスの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により上記対応を更新する場合がございます。インターネットの当社ウェブサイト（https://www.crgh.co.jp）より発信情報をご確認くださいますよう、併せてお願い申しあげます。

◎書面（郵送）による議決権行使は、ご返送いただく過程や集計作業に伴い新型コロナウイルスへの感染リスクが生じます。そのため、事前に議決権を行使していただくに際しては、できる限りインターネットにより議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。

◎ご来場される株主様は、マスクの持参・着用をお願い申しあげます。また、会場受付にて、株主様のためのアルコール消毒液を配備いたしますので、手指の消毒にご協力いただけますよう、併せてお願い申しあげます。

◎会場受付にて検温をさせていただき、発熱があると認められる方、体調不良と思われる方は、入場をお断りし、お帰りいただく場合がございます。

◎本株主総会の運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえマスク着用で応対をさせていただきます。

◎本株主総会においては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項（監査報告を含みます。）及び議案の詳細な説明は省略させていただきます。株主様におかれましては、事前に本招集ご通知にお目通しいただけますようお願い申しあげます。

◎株主総会招集ご通知添付書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき当社ウェブサイト（https://www.crgh.co.jp）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。

◎株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項を当社ウェブサイト（https://www.crgh.co.jp）に掲載させていただきます。

◎株主総会にご出席の株主の皆様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申しあげます。

議決権行使についてのご案内

後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、以下のご案内に従って議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。

当日ご出席いただける株主様

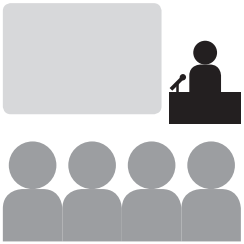

日　時　2020年12月22日（火曜日）午前10時

場　所　東京都新宿区西新宿六丁目８番２号
ＢＩＺ新宿（新宿区立産業会館）
１階 多目的ホール

当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

当日ご出席いただけない株主様

(1) 議決権行使書の郵送による場合

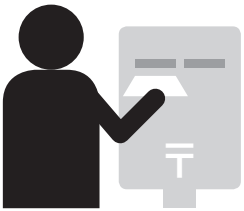

行使期限　2020年12月21日（月曜日）午後６時到着分まで

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、折り返しご送付ください。

(2) 電磁的方法（インターネット等）による場合

行使期限　**2020年12月21日（月曜日）午後６時まで**

議決権行使ウェブサイト　**https://evote.tr.mufg.jp/**



① パソコンによる方法
- 議決権行使サイト（https://evote.tr.mufg.jp/）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインＩＤ」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- 株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。

② スマートフォンによる方法
- 議決権行使書用紙に記載の「ログイン用ＱＲコード」をスマートフォンにより読み取ることで、議決権行使サイトに自動的に接続し、議決権行使を行うことが可能です。
（「ログインＩＤ」及び「仮パスワード」の入力は不要です。）
- セキュリティの観点からＱＲコードを用いた議決権行使は１回に限り可能です。２回目以降は、ＱＲコードを読み取っても「ログインＩＤ」「仮パスワード」の入力が必要になります。
- スマートフォン機種によりＱＲコードでのログインができない場合があります。ＱＲコードでのログインができない場合には、上記①パソコンによる方法にて議決権行使を行ってください。

■ 議決権行使サイトについて

(1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から、当社の指定する議決権行使サイト（https://evote.tr.mufg.jp/）にアクセスしていただくことによってのみ実施可能です。（ただし、毎日午前２時から午前５時までは取り扱いを休止します。）

(2) パソコン、スマートフォンまたは携帯電話によるインターネットのご利用環境やご加入のサービス、ご使用の機種によっては、議決権行使サイトがご利用できない場合があります。詳細につきましては、下記ヘルプデスクにお問い合わせください。

■ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

パソコン、スマートフォンまたは携帯電話による議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料・通信料等は株主様のご負担となります。

■ 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

(1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきます。

(2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

システム等に関するお問い合わせ

三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社　証券代行部（ヘルプデスク）

0120－173－027

受付時間　9：00～21：00

（添付書類）

事　業　報　告

（2019年10月 1 日から
2020年 9 月30日まで）

1．企業集団の現況に関する事項

（1）事業の経過及びその成果

当連結会計年度における我が国の経済は、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行、及び経済活動の抑制に伴う影響を受け、全産業において景況感は悪化傾向を示しております。また、同感染症の拡大に伴う影響を受け、金融資本市場の変動など、世界経済の不確実性は極めて高く、景気の先行きが見通しにくい状況が続いております。

当社グループが属する人材サービス業界におきましては、2020年９月の有効求人倍率（季節調整値）は1.03倍、完全失業率（季節調整値）は3.0％となり、構造的な人手不足は継続している一方で、前述の景気の不透明さを受けて一部の企業において採用活動を縮小・中止する傾向が高まっております。

このような市場環境のもと、当社グループにおきましては「人のチカラとＩＴ」の融合を事業方針として掲げ、主力の人材派遣紹介事業における継続的な労働力の提供に加え、業務効率化の支援を行うことを目的に、人材派遣紹介事業にて培ったナレッジを活かした採用支援・ＢＰＯなどの各種代行事業や、ＡＩ、ＲＰＡ（注１）、ＯＣＲ（注２）を活用したＩＴソリューション事業を行っており、人手不足や働き方改革に伴う業務効率化という大きな課題を解決するためのトータルサポートを提供してまいりました。また、近年、潜在労働力として期待されているシニア、女性、グローバル人材の活用や、障がいをお持ちの方の雇用機会の創出や処遇の確保にも注力してまいりました。

当連結会計年度におきましては、当社グループの従業員の新型コロナウイルス感染防止に努めた他、急速な市場の悪化を踏まえ、一層の経費削減を行うなど経営資源の最適化に注力するとともに、新規顧客の開拓、新規事業の創出に注力いたしました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は20,148百万円（前期比9.2％減）となり、事業部門別内訳は、人材派遣紹介事業が18,025百万円、製造請負事業が1,918百万円、その他事業が204百万円となりました。また、利益面では、営業利益416百万円（同8.6％減）、経常利益410百万円（同5.4％減）、親会社株主に帰属する当期純利益215百万円（同18.7％減）となりました。

（注）１．Ｒｏｂｏｔｉｃ　Ｐｒｏｃｅｓｓ　Ａｕｔｏｍａｔｉｏｎの略。主にパソコンで作業している定型化された業務を、ロボットにより自動化する取り組みのこと。
２．Ｏｐｔｉｃａｌ　Ｃｈａｒａｃｔｅｒ　Ｒｅｃｏｇｎｉｔｉｏｎ／Ｒｅａｄｅｒの略。手書きや印刷された文字を、イメージスキャナやデジタルカメラによって読みとり、コンピュータが利用できるデジタルの文字コードに変換する技術のこと。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度中における設備投資総額は、リースを含めて55百万円（有形固定資産17百万円・無形固定資産37百万円）となりました。その主な内容は、拠点の新設及び移転に伴う建物附属設備、工具、器具及び備品の他、自社利用の基幹システム関連投資によるものであります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度に取引銀行各行と総額1,800百万円の当座貸越契約を新たに締結しました。これにより既存の当座貸越契約及びコミットメントライン契約を含め総額2,950百万円の融資枠を確保しております。なお、当連結会計年度における借入実行残高は、395百万円となります。

(4) 対処すべき課題

当社グループが属する人材サービス業界におきましては、我が国の少子高齢化、それに伴う生産年齢人口の減少という社会構造の変化を受け、人手不足がこれまで以上に深刻な問題になることが予想されます。そのため、経営基盤の一層の強化を図り、主力の人材派遣紹介事業における継続的な労働力の提供に加え、業務効率化の支援を行うことを目的に、人材派遣紹介事業にて培ったナレッジを活かした採用支援・ＢＰＯなどの各種代行事業や、業務効率化支援を目的とした、ＡＩ、ＲＰＡ、ＯＣＲを活用したＩＴソリューション事業を行っており、人手不足という大きな課題を解決するためのトータルサポートを提供していくことが重要であると認識しております。

また、近年、潜在労働力として期待されているシニア、女性、グローバル人材の活用や、障がいをお持ちの方の雇用機会の創出や処遇の確保にも注力しております。

当社グループは上記経営理念及び中長期的な成長を実現するために以下の課題に取り組んでまいります。

① 派遣スタッフの採用と育成
当社グループは、持続的成長のために、派遣スタッフの採用と育成が重要であると考えております。
人材派遣紹介事業では、専門性を持った派遣スタッフを確保するため、当社グループ内において専門性の高い教育・研修体制の強化を図ってまいります。また、当社グループの事業方針に合致する企業との業務提携等も積極的に実施し、迅速に顧客ニーズに対応できる体制を構築してまいります。

② 優秀な人材の確保及び育成
当社グループは、持続的成長のために優秀な人材を採用するとともに、将来を担う人材の育成が必要不可欠であると認識しております。競合企業に負けない組織体制を構築するとともに、顧客ニーズに柔軟に対応できるよう正社員の教育を強化し、提案力やチーム力の向上を図ってまいります。

③ 収益基盤の拡大・多様化
人材派遣紹介事業におきましては、全国主要都市に拠点の展開をしておりますが、未開拓地域への進出や、既存拠点のある地域の顧客ニーズに対して、柔軟かつ的確に対応していくための戦略構築が今後の課題となっております。当社グループといたしましては、積極的にサービス提供地域を拡大していくことで、更なる収益基盤の拡大を図ってまいります。また、人材派遣紹介事業が当社グループの売上の大半を占めておりますが、当該事業に依存しない事業体制を構築するため、それ以外の事業も拡大し、多様な収益基盤・事業ポートフォリオの拡充に取り組んでまいります。

④ 特定取引先への依存に関するリスク軽減
株式会社プロテクスにつきましては、取引先メーカー１社及びその関連会社との取引が主となっており、同社グループとの取引縮小等に伴う事業リスクが存在するため、当該リスクの低減が必要であると認識しております。請負業務範囲の拡大や国内外を含む受注拠点の拡大、及び上記取引先メーカーとのリレーション強化を図る一方、同社との取引を通じて得たナレッジを他社取引に展開し、事業の拡大及び事業リスクの低減を図ってまいります。

⑤ ＩＴ活用の推進
深刻な人手不足を背景に、当社グループは総合人材サービス企業として、人材だけでなく、生産性向上に向けた省人化施策も提供することが必要であると認識しております。
当社グループでは、ＩＴシステムやＲＰＡを活用した新たなサービスを創出し、顧客企業に価値を提供していくと同時に、ＡＩマッチングシステムやＲＰＡ活用による社内オペレーションの効率化によって収益性向上を図ってまいります。
また、人材サービス業界に特化した基幹システムや勤怠管理を自動化するシステムを開発・導入し、業務の効率化に取り組んでおります。当該システムにおいては、スマートフォン上で完結する勤怠報告アプリケーションの導入や、幅広い給与支払い方法に対応する等、派遣スタッフの利便性を向上する各種機能を実装し、派遣スタッフの満足度向上を図っております。
今後は更に、継続的な機能強化を行い、付加価値向上に努めてまいります。

⑥　新規事業への参入について

当社グループでは、継続的な事業規模拡大のため、積極的に新規事業へ参入していく方針であります。

当社グループは、人材需給が逼迫する状況を背景に、顧客の業務効率化のためのソリューションを提供するＲＰＡ事業へ参入いたしました。今後も、顧客のＲＰＡ活用をより一層促進するため、ＡＩやＲＰＡの導入をサポートできる人材の育成・提供事業等、新たな価値を生むための取り組みを展開してまいります。

また、必要に応じてM&Aなども活用することにより、市場環境や顧客需要の変化に柔軟かつスピーディーに対応してまいります。

⑦　感染症対策について

当社グループでは、新型コロナウイルス感染症に対する従業員の健康と安全確保を最優先とし、感染拡大防止に取り組んでおります。また、事業環境の変化や取引先の需要変動への迅速な対応ができるよう努めております。今後も継続して、マスクの着用や検温、外部との接触の自粛などの安全衛生対策を徹底するとともに、商談はＴＶ会議システム等を積極的に活用してまいります。

(5) 企業集団の財産及び損益の状況

区　　分	第４期 (2017年９月期)	第５期 (2018年９月期)	第６期 (2019年９月期)	第７期 (当連結会計年度) (2020年９月期)
売上高（千円）	18,856,091	20,628,773	22,189,077	20,148,500
経常利益（千円）	290,568	559,712	434,250	410,606
親会社株主に帰属する当期純利益（千円）	200,264	336,144	264,670	215,210
１株当たり当期純利益（円）	42.61	71.52	48.83	39.47
総資産（千円）	4,502,021	4,776,492	5,350,727	5,017,905
純資産（千円）	874,692	1,210,837	2,250,843	2,471,223
１株当たり純資産（円）	186.02	257.54	412.74	452.20

(注) １株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式数により、１株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行株式総数により算出しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社キャスティングロード	50,000千円	100.0%	人材派遣紹介事業
株式会社ジョブス	75,000千円	100.0%	人材派遣紹介事業
株式会社プロテクス	20,000千円	100.0%	製造請負事業
株式会社ＣＲドットアイ	20,800千円	100.0% (100.0%)	人材派遣紹介事業
株式会社ＣＲＳサービス	14,000千円	100.0%	ＢＰＯサービス事業、給与計算代行事業、採用代行受託事業
株式会社イノベーションネクスト	50,000千円	100.0%	ＲＰＡ事業、システムソリューション事業、ＩＴ関連事業
株式会社パレット	9,000千円	100.0%	障がい者福祉サービス事業

（注）当社の議決権比率の（ ）内は間接保有割合を内数で表示しております。

(7) 主要な事業内容（2020年９月30日現在）

当社グループは、持株会社である当社と連結子会社７社で構成されており、各社それぞれが特定の業界に特化する形式での事業運営を行うことでサービス品質の向上及び迅速で的確なサービスの提供に取り組んでおります。

事業の内訳といたしましては、労働者派遣を中心とした人材派遣紹介事業、製造請負事業及びその他事業を行っております。

事業区分	事業内容
人材派遣紹介事業	労働者派遣事業、有料職業紹介事業
製造請負事業	取引先メーカーからの製造請負及びその附帯業務
障がい者福祉サービス事業	サテライトオフィス型障がい者雇用サポートサービス
その他事業	①ＢＰＯサービス事業、給与計算代行事業、採用代行受託事業 ②ＲＰＡ事業、システムソリューション事業、ＩＴ関連事業 ③障がい者福祉サービス事業

(8) 企業集団の主要拠点等（2020年９月30日現在）

① 当社

本　　社	東京都新宿区西新宿二丁目１番１号

② 子会社

株式会社キャスティングロード	本社	東京都新宿区新宿三丁目１番24号
	新宿支店	東京都新宿区
	池袋支店	東京都豊島区
	横浜支店	神奈川県横浜市神奈川区
	千葉支店	千葉県千葉市中央区
	札幌支店	北海道札幌市中央区
	大通支店	北海道札幌市中央区
	仙台支店	宮城県仙台市青葉区
	新潟支店	新潟県新潟市中央区
	名古屋支店	愛知県名古屋市中村区
	大阪支店	大阪府大阪市北区
	福岡支店	福岡県福岡市中央区
	小倉支店	福岡県北九州市小倉北区
	熊本支店	熊本県熊本市中央区
	沖縄支店	沖縄県那覇市
株式会社ジョブス	本社	東京都新宿区新宿二丁目３番13号
	新宿支店	東京都新宿区
	札幌支店	北海道札幌市中央区
	水戸支店	茨城県水戸市
	立川支店	東京都立川市
	西船橋支店	千葉県船橋市
	横浜支店	神奈川県横浜市神奈川区
	大宮支店	埼玉県さいたま市大宮区
	大阪支店	大阪府大阪市北区
	神戸営業所	兵庫県神戸市中央区
	福岡支店	福岡県福岡市博多区
株式会社プロテクス	本社	東京都新宿区西新宿二丁目１番１号
	埼玉営業所	埼玉県児玉郡上里町
	静岡営業所	静岡県焼津市
	伊丹営業所	兵庫県伊丹市
	香川営業所	香川県観音寺市
株式会社ＣＲドットアイ	本社	東京都千代田区飯田橋四丁目８番４号
株式会社ＣＲＳサービス	本社	東京都新宿区西新宿二丁目１番１号
	池袋オフィス	東京都豊島区
	武蔵境オフィス	東京都武蔵境市
株式会社イノベーションネクスト	本社	東京都新宿区西新宿二丁目１番１号
株式会社パレット	本社	東京都新宿区西新宿二丁目１番１号
	水戸サテライトオフィス	茨城県水戸市

(9) 従業員の状況（2020年９月30日現在）

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
429名（448名）	19名減（19名減）

（注）１．従業員数には、役員を含んでおりません。
２．従業員数は全連結会社の就業人員（当社グループからの出向者を除く。）の合計であり、臨時雇用者数（アルバイト、契約社員を含む。）は、最近１年間の平均就業人数を（ ）内にて外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減
35名（－）	４名増（１名減）

（注）１．従業員数には、役員を含んでおりません。
２．従業員数は就業人員（当社からの出向者を除く。）の合計であり、臨時雇用者数（アルバイト、契約社員を含む。）は、最近１年間の平均就業人員を（ ）内にて外数で記載しております。

(10) 主要な借入先の状況（2020年９月30日現在）

借入先	借入残高
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	458,260千円
株式会社日本政策金融公庫	37,760千円
株式会社三井住友銀行	32,400千円

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2．会社の株式に関する事項（2020年９月30日現在）

（1）発行可能株式総数　　21,810,000株

（2）発行済株式の総数　　5,452,500株（自己株式126株を含む）

（3）株主数　　1,979名

（4）大株主

株　主　名	持　株　数	持 株 比 率
井上　弘	1,539,300株	28.23%
レッドロック株式会社	1,500,000株	27.51%
古澤　孝	600,000株	11.00%
MSIP CLIENT SECURITIES	211,100株	3.87%
株式会社ＴＲＭ	200,000株	3.67%
モルガン・スタンレーＭＵＦＧ証券株式会社	80,100株	1.47%
株式会社オープンループ	72,400株	1.33%
加畑　雅之	45,000株	0.83%
株式会社ＳＢＩ証券	41,706株	0.76%
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD ACISG(FE-AC)	36,883株	0.68%

（注）持株比率は、自己株式（126株）を控除して計算しております。

3．会社の新株予約権等に関する事項

（1）当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

項　目		第１回新株予約権
発行決議日		2016年３月15日
新株予約権の数		185,250個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式　185,250株 （新株予約権１個につき１株）
新株予約権の行使時の払込金額		290円
新株予約権の発行価額		無償
新株予約権の行使期間		2018年 4 月 1 日から 2026年 2 月28日まで
行使の条件		（注）１～３
役員の保有状況	取締役（社外取締役を除く）	新株予約権の数　80,000個 目的となる株式数　80,000株 保有者数　２名
	監査役	新株予約権の数　10,000個 目的となる株式数　10,000株 保有者数　１名

（注）１．新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社または子会社の取締役、監査役、従業員の地位を有していなければならない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
２．新株予約権者は、行使期間にかかわらず、当社の普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場された日から２年を経過するまで、その権利を行使できない。
３．新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。

（2）当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

（3）その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

4．会社役員に関する事項

（1）取締役及び監査役の氏名等（2020年９月30日現在）

氏　名	地　位	担当及び重要な兼職の状況
井　上　　弘	取締役会長	レッドロック株式会社　代表取締役
古　澤　　孝	代表取締役社長	株式会社キャスティングロード　代表取締役社長
		株式会社ＴＲＭ　代表取締役
小　田　康　浩	常務取締役	管理本部長
		株式会社キャスティングロード　取締役
半　田　純　也	取締役	
吉　原　直　輔	取締役	株式会社レゴリス　取締役
岡　野　　務	監査役	株式会社キャスティングロード　監査役
		株式会社パレット　監査役
阿久津　　操	監査役	株式会社ココブリーズ　代表取締役
		弁護士ドットコム株式会社　監査役
		ＢＡＳＥ株式会社　監査役
		ＡＩ　ｉｎｓｉｄｅ株式会社　監査役
長　井　亮　輔	監査役	株式会社Ｓｔａｎｄ　ｂｙ　Ｃ　Ｊａｐａｎ　代表取締役
		株式会社Ｅ－ＦＡＳ　代表取締役
		株式会社エニウェア　代表取締役
		株式会社Ｓｔａｎｄ　ｂｙ　Ｃ　取締役
島　　正　彦	監査役	ツクリンク株式会社　監査役

（注）１．半田純也氏及び吉原直輔氏は、社外取締役であります。
２．阿久津操氏、長井亮輔氏及び島正彦氏は、社外監査役であります。
３．阿久津操氏、長井亮輔氏及び島正彦氏は、以下のとおり、相当程度の知見を有しております。
（1）阿久津操氏は、上場企業の監査役としての豊富な経験を通じて培った知見を有しております。
（2）長井亮輔氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
（3）島正彦氏は、長年にわたり金融機関に在籍し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
４．当社は、半田純也氏、吉原直輔氏、阿久津操氏、長井亮輔氏及び島正彦氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 会社役員が締結している責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役２名及び監査役４名全員は、それぞれ会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第１項に規定する最低責任限度額となっております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

区　　分	員　数	報酬等の額
取締役 （うち社外取締役）	５名 （２名）	120,360千円 (6,360千円)
監査役 （うち社外監査役）	４名 （３名）	20,220千円 (9,120千円)
合計 （うち社外役員）	９名 （５名）	140,580千円 (15,480千円)

（注）１．取締役の報酬限度額は、2018年５月29日開催の臨時株主総会において、年額300,000千円以内（うち社外取締役48,000千円以内）と決議いただいております。

２．監査役の報酬限度額は、2015年12月25日開催の定時株主総会において、年額50,000千円以内と決議いただいております。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

a 社外取締役の吉原直輔氏は、株式会社レゴリスの取締役であります。当社と兼職先との間には、特別の関係はありません。

b 社外監査役の阿久津操氏は、株式会社ココブリーズの代表取締役、弁護士ドットコム株式会社、ＢＡＳＥ株式会社、及びＡＩ ｉｎｓｉｄｅ株式会社の監査役であります。当社と兼職先との間には、特別の関係はありません。

c 社外監査役の長井亮輔氏は、株式会社Ｓｔａｎｄ ｂｙ Ｃ Ｊａｐａｎ、株式会社Ｅ－ＦＡＳ及び株式会社エニウェアの代表取締役、株式会社Ｓｔａｎｄ ｂｙ Ｃの取締役であります。当社と兼職先との間には、特別の関係はありません。

d 社外監査役の島正彦氏は、ツクリンク株式会社の監査役であります。当社と兼職先との間には、特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区　分	氏　名	主な活動状況
社外取締役	半　田　純　也	当事業年度に開催された取締役会15回のすべてに出席し、主にＩＴ業界の経営幹部として培った経験と見識から、適宜発言を行っております。
社外取締役	吉　原　直　輔	社外取締役就任後に開催された取締役会11回のすべてに出席し、上場企業及び上場準備企業のガバナンス構築やディスクロージャーに関する豊富な経験と見識から、適宜発言を行っております。
社外監査役	阿 久 津　　操	当事業年度に開催された取締役会15回のうち14回、及び監査役会15回のうち14回に出席し、上場企業を始めとする豊富な監査役としての経験を通じて培った知見に基づき、ガバナンスの在り方を踏まえた監査を行っております。
社外監査役	長　井　亮　輔	当事業年度に開催された取締役会15回のすべて、及び監査役会15回のすべてに出席し、公認会計士として培ってきた会社財務等の専門的な知見と経験を活かし、経営監視機能の客観性及び中立性を確保する監査を行っております。
社外監査役	島　　正　彦	当事業年度に開催された取締役会15回のすべて、及び監査役会15回のすべてに出席し、長きにわたり金融機関で培った財務及び会計に関する知識と経験に基づき監査を行っております。

5．会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	28,450千円
当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	28,450千円

(注) 1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して公認会計士法第２条第１項の監査証明業務以外の業務を委託しておりません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会に当該決定に基づき当該議案を株主総会の会議の目的とすることを請求いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められ、かつ改善の見込みがないと判断した場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。

6．会社の体制及び方針

（1）当社及び子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するための体制

当社は会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について取締役会において決議しております。その内容は以下のとおりです。

① 当社及び当社グループ各社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

a 当社及び当社グループ各社は、法令遵守の徹底を経営の基本方針とし、顧問弁護士や会計監査人などの専門家との連携を深めるとともに、取締役会、監査役会及びコンプライアンス担当部署それぞれの役割を発揮させることによって、コーポレート・ガバナンスの一層の強化とコンプライアンスの徹底を図るものとする。また、当社及び当社グループ各社の取締役及び使用人が法令及び定款を遵守し、コンプライアンス体制の整備及びコンプライアンスの実践と周知徹底を図るため、「コンプライアンス規程」を定める。

b 取締役会は、「取締役会規程」の定めに従い、法令及び定款に定められた事項並びに重要な業務執行に関する事項の決議をするとともに、取締役からの業務執行状況に関する報告を受け、取締役の適法かつ適正な業務執行を監督する。また、取締役会は、「取締役会規程」、「組織規程」、「業務分掌規程」、「職務権限規程」等の職務の権限、職務の執行に関する規程を定め、取締役及び使用人は、法令、定款及びこれら規程に従い、業務を執行する。

c 当社は、経営会議、当社及び当社グループ各社の取締役会、監査役会をはじめとする、当社グループ全体、当社内及び当社グループ各社内の重要な会議等を通じて、当社及び当社グループ各社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確認するとともに、相互のチェックによる内部統制機能の強化、徹底を図るものとする。

d 部門の責任者は、部門固有のコンプライアンス・リスクを認識し、主管部署とともに法令遵守体制の整備及び推進に努める。

e 法令・定款の違反行為を早期に発見、未然に予防するため、「内部通報規程」に従い、当社グループの事業に従事する者からの内部通報制度を設ける。

f 当社の内部監査室は、当社及び当社グループ各社のコンプライアンスの状況に関して内部監査を実施する。

g 当社グループの取締役及び使用人に対して、コンプライアンスに係る継続的な教育・研修を行う。

h 「反社会的勢力対応規程」及び関連マニュアルを定め、反社会的勢力とは一切の関係を遮断するとともに、これら反社会的勢力に対しては警察等の外部専門機関と緊密に連携し、毅然とした態度で対応する。

② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制及び当社グループ各社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

a 「文書管理規程」を定め、同規程に従い、取締役の職務の執行に係る情報を含む議事録その他の文書等は経営判断等に用いた関連資料とともに適切に保存・管理する。

b 当社は、「関係会社管理規程」に基づき、当社グループ各社の取締役に対し、当社グループ各社における取締役会その他各種会議の議事録の写し等の文書を当社に提出させること等により、当社グループ各社における職務執行に係る事項を報告させる。当該提出を受けた文書については、当社担当部署で適正に保存・管理する。また、当該資料は、当社の取締役及び監査役がその要請に基づき常時閲覧可能とする。

③ 当社及び当社グループ各社における損失の危険の管理に関する規程その他の体制

a 当社は、当社及び当社グループ各社の経営全般に関するリスクを把握し、リスク管理体制を整備、強化するために「リスク管理規程」を定める。

b 当社及び当社グループ各社の各部門は関連規程に則り、自部門に係るリスクを調査、把握し、各部門責任者において管理を行うとともに、定期的にリスク管理委員会を開催した上で、必要に応じて臨時リスク管理委員会を開催して審議する。

c 事業の重大な障害・瑕疵、重大な情報漏えい、重大な信用失墜、災害等の危機に対しては、事前に事業に関するあらゆる潜在的なリスクを洗い出し、しかるべき予防措置をとる。

d リスクの管理に係る体制については、継続的な改善活動を行うとともに、定着を図るための継続的な教育・研修を実施する。

④ 当社及び当社グループ各社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

a 当社は、取締役会を毎月１回開催する他、必要に応じて適宜臨時に開催する。当社は、迅速かつ的確な経営判断を補完する目的で、経営会議を設ける。また、当社グループ各社の取締役会は、各社の事情に応じつつ、法令を遵守して定期的に開催する他、必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、遅滞なく重要案件を審議する体制を確保する。

b 「取締役会規程」、「職務権限規程」、「業務分掌規程」において、当社及び当社グループ各社の取締役及び使用人の役割と職務分担を明確にし、当該担当業務の執行については、「職務権限規程」を適宜見直し、決裁制度の中で適宜権限移譲を進め、適正かつ効率的な体制を確保する。

c 迅速かつ円滑な業務の執行と経営判断の実現のため、「執行役員規程」に基づき、執行役員制度を導入する。

d グループ中期経営計画を策定し、事業部門の目標と責任を明確にするとともに、予算と実績の差異分析を通じて業績目標の達成を図る。

e 経営の効率化とリスク管理を両立させ、内部統制が有効に機能するよう、ＩＴシステムの主管部署を置いて整備を進め、グループ全社レベルでの最適化を図る。

⑤　監査役の職務を補助すべき使用人を置くことに関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

a　監査役からその職務を補助すべき使用人を配置することを求められた場合は、監査役と協議して配置することとする。

b　監査役の職務を補助すべき使用人は、その職務については監査役の指揮命令に従い、その人事異動及び人事評価は監査役と協議して行う。

c　監査役の職務を補助すべき使用人を置く場合、当該使用人は、他の業務に優先して監査役の職務の補助業務に従事する。

⑥　当社の取締役及び使用人並びに当社グループ各社の取締役及び使用人が当社監査役に報告するための体制、当該報告を行ったことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保する体制その他当社監査役への報告に関する体制

a　当社並びに当社グループ各社の取締役及び使用人は、監査役の要請に応じて、事業及び内部統制の状況等に関する報告及び情報提供を行い、内部監査担当者は内部監査の結果等を報告する。

b　当社グループ各社の取締役及び使用人は、重大な法令・定款違反及び不正行為の事実、または会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知ったときには、速やかに当社グループの定める担当部門に報告する。当該担当部門は、報告を受けた事項について速やかに当社の監査役に報告する。当社及び当社グループ各社の監査役が、代表取締役と定期的な会合を持ち、会社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換を行うことができる体制とする。

c　当社及び当社グループ各社の監査役が、必要に応じて、内部監査活動を行う内部監査室と連携を図り、情報交換を行うとともに監査の実効性が確保できる体制とする。

d　当社及び当社グループ各社は、直接または当社が設置する社内外の通報窓口を通じて間接に当社監査役へ報告した者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底する。

⑦　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

a　重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握できるようにするため、当社監査役は取締役会の他、経営会議その他の重要な会議に出席できる。また、当社は監査役から要求のあった文書等は、随時提供する。

b　当社監査役がその職務の遂行について生ずる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、担当部門において当該費用または債務が当該監査役の職務の遂行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理するものとする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況
業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりです。
なお、当社は、業務の適正を確保するための体制の運用状況を定期的に取締役会に報告し、必要に応じて適宜見直しを行っております。

① 取締役の職務執行の適正性を確保するため、「取締役会規程」や各種社内規程を制定し、取締役会を開催し、そこでのモニタリングを通じて、取締役が法令並びに定款に則って行動するよう徹底しております。また、アンケート調査による取締役会の実効性評価を実施しており、抽出された課題については取締役会で共有を行っております。

② 監査役の職務執行の適正性を確保するため、社外監査役を含む監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を実施するとともに、取締役会への出席や代表取締役、監査法人等並びに内部監査室との間で定期的に情報交換を行うこと等により、その結果等を代表取締役等に報告し、取締役の職務執行の監査、内部統制の整備並びに運用状況を確認しております。

③ 内部監査は内部監査計画書に基づき、当社並びにグループ会社の内部監査を実施しております。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針
当社は現時点では、当該「基本方針」及び「買収防衛策」につきましては、特に定めておりません。
一方で、大量株式取得行為のうち、当社の企業価値及び株主共同の利益に資さないものについては適切な対応が必要と考えており、今後の法制度の整備や社会的な動向も見極めつつ、今後も慎重に検討を行ってまいります。

(4) 親会社等との間の取引に関する事項
該当事項はありません。

(5) 特定完全子会社に関する事項
該当事項はありません。

(6) 剰余金の配当等の決定に関する方針
当社は、財務体質の強化と事業拡大のための内部留保の充実等を図ることが重要であると考え、過去において配当を行っておりませんが、株主に対する利益還元も経営の重要課題であると認識しております。
今後の配当政策の基本方針といたしましては、収益力の強化や事業基盤・財務基盤の整備を実施しつつ、内部留保の充実状況、業績及び企業を取り巻く事業環境を総合的に勘案したうえで、株主に対して安定的かつ継続的な利益還元を実施する方針であります。また、内部留保資金につきましては、事業拡大を目的とした中長期的な事業原資として利用していく予定であります。
剰余金の配当を行う場合、年１回の剰余金の配当を期末に行うことを基本としており、その他年１回中間配当を行うことができる旨を定款で定めております。これら剰余金の配当の決定機関は取締役会であります。なお、当社は取締役会の決議によって、剰余金の配当等会社法第459条第１項各号に定める事項を決定できる旨を定款で定めております。

連結貸借対照表

(2020年９月30日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
流動資産	**4,395,205**	**流動負債**	**2,412,745**
現金及び預金	2,113,073	買掛金	38,585
受取手形及び売掛金	2,144,322	短期借入金	200,000
その他	141,879	１年内返済予定の長期借入金	201,684
貸倒引当金	△4,069	１年内償還予定の社債	16,000
固定資産	**622,700**	未払法人税等	84,465
有形固定資産	**129,608**	未払消費税等	443,330
建物及び構築物	106,283	未払金	77,295
工具、器具及び備品	13,366	未払費用	1,144,701
その他	9,958	賞与引当金	95,063
無形固定資産	**139,232**	その他	111,618
ソフトウエア	138,587	**固定負債**	**133,936**
その他	645	長期借入金	126,736
投資その他の資産	**353,859**	その他	7,200
敷金	208,859	**負債合計**	**2,546,682**
繰延税金資産	127,415	**(純資産の部)**	
その他	30,259	**株主資本**	**2,471,223**
貸倒引当金	△12,674	**資本金**	**437,688**
		新株式申込証拠金	**5,655**
		資本剰余金	**666,905**
		利益剰余金	**1,361,085**
		自己株式	**△111**
		純資産合計	**2,471,223**
資産合計	**5,017,905**	**負債純資産合計**	**5,017,905**

(注)　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（2019年10月 1 日から
2020年 9 月30日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**20,148,500**
売上原価		**16,220,381**
売上総利益		**3,928,118**
販売費及び一般管理費		**3,511,833**
営業利益		**416,284**
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	18	
助成金収入	5,550	
その他	509	6,078
営業外費用		
支払利息	6,786	
事務所移転費用	2,190	
その他	2,780	11,757
経常利益		**410,606**
特別利益		
新株予約権戻入益	415	415
特別損失		
固定資産除却損	8,362	8,362
税金等調整前当期純利益		**402,658**
法人税、住民税及び事業税		164,383
法人税等調整額		23,064
法人税等合計		187,448
当期純利益		**215,210**
親会社株主に帰属する当期純利益		**215,210**

（注） 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（2019年10月 1 日から
2020年 9 月30日まで）

（単位：千円）

	株主資本						新株予約権	純資産合計
	資本金	新株式申込証拠金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計		
当連結会計年度期首残高	437,688	－	666,905	1,145,874	△39	2,250,428	415	2,250,843
当連結会計年度変動額								
自己株式の取得					△71	△71		△71
新株予約権の行使		5,655				5,655		5,655
親会社株主に帰属する当期純利益				215,210		215,210		215,210
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）							△415	△415
当連結会計年度変動額合計	－	5,655	－	215,210	△71	220,794	△415	220,379
当連結会計年度期末残高	437,688	5,655	666,905	1,361,085	△111	2,471,223	－	2,471,223

（注） 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2020年9月30日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
流動資産	**298,277**	**流動負債**	**452,880**
現金及び預金	151,836	短期借入金	200,000
営業未収入金	58,100	1年内返済予定の長期借入金	164,620
その他	88,340	未払法人税等	6,437
固定資産	**1,800,840**	未払消費税等	9,400
有形固定資産	**31,339**	賞与引当金	7,814
建物	21,256	その他	64,607
工具、器具及び備品	3,101	**固定負債**	**99,540**
その他	6,980	長期借入金	93,640
無形固定資産	**177,079**	その他	5,900
ソフトウエア	176,434	**負債合計**	**552,420**
その他	645	**(純資産の部)**	
投資その他の資産	**1,592,421**	**株主資本**	**1,546,697**
関係会社株式	424,494	**資本金**	**437,688**
関係会社長期貸付金	1,082,000	**新株式申込証拠金**	**5,655**
繰延税金資産	19,866	**資本剰余金**	**670,545**
その他	66,061	資本準備金	387,688
資産合計	**2,099,118**	その他資本剰余金	282,857
		利益剰余金	**432,920**
		その他利益剰余金	432,920
		繰越利益剰余金	432,920
		自己株式	**△111**
		純資産合計	**1,546,697**
		負債純資産合計	**2,099,118**

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（2019年10月 1 日から
2020年 9 月30日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
営業収益		**988,184**
営業費用		**678,487**
営業利益		**309,697**
営業外収益		
受取利息	14,601	14,601
営業外費用		
支払利息	5,116	
その他	824	5,941
経常利益		**318,357**
特別利益		
新株予約権戻入益	415	415
特別損失		
関係会社株式評価損	16,363	16,363
税引前当期純利益		**302,409**
法人税、住民税及び事業税		17,477
法人税等調整額		7,666
法人税等合計		25,144
当期純利益		**277,264**

（注） 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（2019年10月 1 日から
2020年 9 月30日まで）

（単位：千円）

	株主資本									新株予約権	純資産合計
	資本金	新株式申込証拠金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計		
			資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計				
当期首残高	437,688	－	387,688	282,857	670,545	155,655	155,655	△39	1,263,849	415	1,264,264
当期変動額											
自己株式の取得								△71	△71		△71
新株予約権の行使		5,655							5,655		5,655
当期純利益						277,264	277,264		277,264		277,264
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）										△415	△415
当期変動額合計	－	5,655	－	－	－	277,264	277,264	△71	282,848	△415	282,433
当期末残高	437,688	5,655	387,688	282,857	670,545	432,920	432,920	△111	1,546,697	－	1,546,697

（注） 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2020年11月19日

ＣＲＧホールディングス株式会社
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	轟　芳英	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	坂井　知倫	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	岩瀬　弘典	㊞

監査意見
　当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、ＣＲＧホールディングス株式会社の2019年10月１日から2020年９月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ＣＲＧホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2020年11月19日

ＣＲＧホールディングス株式会社
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	轟　芳英	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	坂井　知倫	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	岩瀬　弘典	㊞

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、ＣＲＧホールディングス株式会社の2019年10月１日から2020年９月30日までの第７期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2019年10月１日から2020年９月30日までの第７期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人　有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人　有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年11月19日

ＣＲＧホールディングス株式会社　監査役会

常勤監査役	岡　野　　務	㊞
監査役（社外監査役）	阿久津　　操	㊞
監査役（社外監査役）	長　井　亮　輔	㊞
監査役（社外監査役）	島　　正　彦	㊞

以　上

株主総会参考書類

議　　案　取締役５名選任の件

取締役全員（５名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役５名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	井上（いのうえ）　弘（ひろし） (1956年８月14日生)	1980年４月　積水ハウス株式会社　入社 1986年６月　有限会社サードライフ設立　代表取締役就任 1993年４月　株式会社ジリオン（現　レッドロック株式会社）設立　代表取締役就任（現任） 1996年６月　サイバーシステム有限会社設立　代表取締役就任 〃　株式会社シーキャスト設立　代表取締役就任 2001年３月　株式会社ジリオンキャリアリンク（現　株式会社キャスティングロード）設立　代表取締役社長就任 2010年６月　株式会社ＣＲテレコム（現　株式会社イノベーションネクスト）設立　代表取締役就任 2011年３月　株式会社ＣＲトランスポート（現　株式会社イノベーションネクスト）設立　代表取締役就任 2012年８月　株式会社ＳＯＲＡＮＯＴＥ設立　代表取締役就任 2013年10月　当社設立　代表取締役会長就任 〃　株式会社キャスティングロード　代表取締役会長就任 2014年９月　株式会社イーエヌピー設立　代表取締役就任 2019年12月　当社　取締役会長就任（現任）	1,539,300株
	取締役候補者とした理由等 当社の創業者として長年にわたる経営者としての豊富な経験に基づいて経営の指揮・監督を行い、現体制の礎を築き上げていただきました。今後とも当社の企業価値の向上に向けた助言をいただくとともに、重要事項の審議や決定・経営執行を監督する役割を期待し、引き続き取締役候補者といたしました。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
2	古澤　孝 (ふるさわ　たかし) (1973年1月13日生)	1991年４月　富士通株式会社　入社 1994年３月　有限会社ネスト　入社 1995年４月　株式会社ジリオン（現　レッドロック株式会社）入社 1997年９月　株式会社ジリオン　取締役就任 2001年３月　株式会社ジリオンキャリアリンク（現　株式会社キャスティングロード）取締役就任 2010年６月　株式会社ＣＲテレコム（現　株式会社イノベーションネクスト）設立　代表取締役就任 2013年10月　当社　取締役就任 〃　株式会社キャスティングロード　代表取締役社長就任 2014年10月　株式会社キャスティングロードネクスト（現　株式会社イノベーションネクスト）　代表取締役就任 2016年６月　株式会社ＴＲＭ設立　代表取締役就任（現任） 2016年10月　当社　代表取締役社長就任（現任） 2019年７月　株式会社キャスティングロード　代表取締役就任 2020年４月　株式会社キャスティングロード　代表取締役社長就任（現任）	600,000株
	取締役候補者とした理由等 井上弘氏とともに創業時から当社の経営に携わり、2016年10月からは代表取締役社長として強いリーダーシップを発揮していただいております。今後も、経営の豊富な経験と実績を活かし、更なる当社の発展と中長期的企業価値の向上を実現していただくため、引き続き取締役候補者といたしました。		
3	小田　康浩 (おだ　やすひろ) (1971年４月10日生)	1995年４月　株式会社日本長期信用銀行（現　株式会社新生銀行）　入行 2003年１月　株式会社静岡銀行　入行 2006年11月　株式会社毎日　入社 2007年11月　株式会社ＭＡＣＧ　入社 2008年３月　株式会社キャスティングロード　入社 2008年５月　新光証券株式会社(現　みずほ証券株式会社)　入社 2012年７月　株式会社キャスティングロード　入社 2013年10月　株式会社ＣＲＳサービス　代表取締役就任 〃　株式会社ＣＲドットアイ　取締役就任 2015年10月　当社　取締役就任 2015年12月　株式会社キャスティングロード　取締役就任(現任) 2016年10月　当社　上席取締役管理本部長兼ＣＦＯ就任 2018年12月　当社　常務取締役管理本部長就任（現任）	15,000株
	取締役候補者とした理由等 取締役兼管理本部長として、当社グループ全体の管理領域を統括しており、当社の株式公開に際しては、豊富な経験と知見に基づき多大なる貢献をしていただきました。今後も、当社の成長戦略やガバナンスの構築のために引き続き尽力いただけると期待し、引き続き取締役候補者といたしました。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
4	半田（はんだ）　純也（じゅんや） (1965年３月24日生)	1987年４月　日本ＮＣＲ株式会社　入社 2000年１月　サイベース株式会社　入社 2001年６月　ＫＶＨ株式会社(現　Ｃｏｌｔテクノロジーサービス株式会社)　入社 2004年６月　株式会社アイ・エム・ジェイ　入社 2007年５月　株式会社ぐるなび　入社 2008年３月　株式会社ぐるなび　執行役員就任 2013年６月　株式会社メンバーズ　入社　執行役員就任 2016年12月　当社　社外取締役就任（現任）	－株
	社外取締役候補者とした理由等 これまで上場企業等でＩＴのベンダーやインテグレーターとしての経験が豊富であり、かつ、執行役員等を歴任しており企業経営の手腕も認められることから、当社グループが経営目標として掲げる「人のチカラとＩＴ」の融合の実現に寄与していただくとともに、コーポレート・ガバナンスの一層の強化のために貢献いただけると期待し、引き続き社外取締役候補者といたしました。		
5	吉原（よしはら）　直輔（なおすけ） (1954年２月20日生)	1977年４月　野村證券株式会社　入社 2001年７月　エース証券株式会社　入社 2006年２月　宝印刷株式会社（現　株式会社ＴＡＫＡＲＡ＆ＣＯＭＰＡＮＹ）　入社 2006年７月　宝印刷株式会社（現　株式会社ＴＡＫＡＲＡ＆ＣＯＭＰＡＮＹ）　執行役員就任 2013年７月　宝印刷株式会社（現　株式会社ＴＡＫＡＲＡ＆ＣＯＭＰＡＮＹ）　常務執行役員就任 2019年７月　宝印刷株式会社（現　株式会社ＴＡＫＡＲＡ＆ＣＯＭＰＡＮＹ）　顧問就任 2019年８月　三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社　顧問就任（現任） 2019年８月　株式会社レゴリス　社外取締役就任（現任） 2019年12月　当社　社外取締役就任（現任）	－株
	社外取締役候補者とした理由等 上場準備企業及び上場企業のガバナンス構築やディスクロージャーに関する支援の経験が豊富であり、かつ、取締役や執行役員等を歴任しており企業経営の手腕も認められることから、当社の経営全般にわたる貴重な助言を期待し、引き続き社外取締役候補者といたしました。		

（注）１．各取締役候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
２．半田純也氏及び吉原直輔氏は、社外取締役候補者であります。
３．当社の社外取締役に就任してからの年数は、本定時株主総会終結の時をもって半田純也氏が４年、吉原直輔氏が１年となります。
４．取締役候補者井上弘氏は、当社の大株主であり親会社等に該当します。
５．当社は、半田純也氏及び吉原直輔氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額としており、両氏の再任が承認された場合、当社は両氏との当該責任限定契約を継続する予定であります。
６．当社は、半田純也氏及び吉原直輔氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、両氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。

以　上

〈メ　モ　欄〉

〈メ　モ　欄〉

株主総会会場ご案内図

会場：東京都新宿区西新宿六丁目８番２号
ＢＩＺ新宿（新宿区立産業会館）　１階 多目的ホール
TEL 03－3344－3011

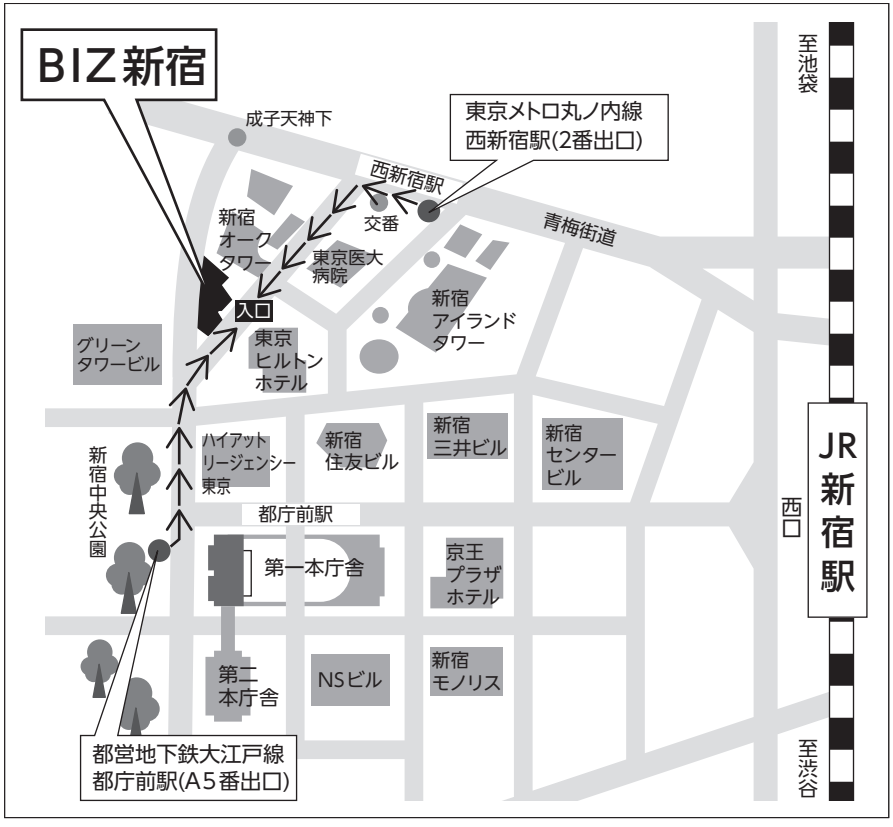

交通　東京メトロ丸ノ内線「西新宿駅（２番出口）」徒歩４分
都営地下鉄大江戸線「都庁前駅（Ａ５番出口）」徒歩５分